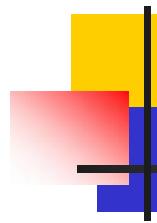


税制改正大綱の概略と 改正スケジュール

主な税制改正のスケジュール

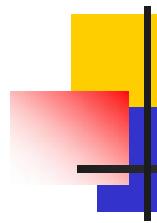
増税
減税

	▼ H27/4	▼ H28/1	▼ H28/4	▼ H29/1	▼ H29/4	▼ H30/1	▼ H30/4	▼ H31/4	▼ H31/10
法人税	法人実効税率引下げ 32.11% 29.97% (▲2.14%)							29.74% (▲2.37%)	
	繰越欠損金の控除縮小 80%→65%	60%		55%		50%			
			減価償却制度の見直し 一部定率法が廃止され、定額法に一本化						
	中小企業投資促進税制の上乗せ措置 (生産性向上設備等に係る即時償却等)			中小企業経営強化税制として改組して延長					
相続税					納税義務の見直し (国外居住要件の厳格化5年→10年)				
						固定資産税の見直し (いわゆるタワマン節税対策)			
				類似業種比準方式の見直し (類似株価・比重割合の見直し等)					
所得税						広大地評価の見直し			
						配偶者控除・配偶者特別控除の見直し			
						積立NISAの創設			
消費税				税率 8%				税率 10%	



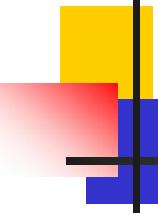
平成29年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等
研究開発税制等の見直し	<p>①試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率（現行：試験研究費割合に応じ8-10%）が、一定の<u>試験研究費の増減割合に応じた税額控除率（10%が上限）</u>とする制度に改組され、2年間の時限措置で税額控除率の上限（現行10%）が<u>14%</u>に引き上げられます。</p> <p>②試験研究費の増加額に係る税額控除は廃止される一方、その他の制度の適用期限の延長や税額控除率の引き上げ等が行われます。</p>	①平成31年3月31日までに開始する事業年度まで延長
所得拡大促進税制の見直し	<p>①中小企業者等以外の法人について、適用要件の<u>賃上率が2%以上</u>となります、税額控除額は現行の控除額から給与等増加額×<u>2%が上乗せ</u>されます。</p> <p>②中小企業者等の適用要件はそのままで、さらに賃上率が2%以上の場合の税額控除額は、現行の控除額に前期からの給与等増加額×<u>12%が上乗せ</u>されます。</p>	大綱に適用時期明記されず
法人税申告書の提出期限の延長の特例の見直し	会計監査人設置法人が、定款等の定めで期末後3ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、 <u>決算日から6ヶ月を超えない範囲内で確定申告書の提出期限の延長が認められる</u> ようになります。	大綱に適用時期明記されず
役員給与制度の見直し	<p>①定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の<u>源泉徴収等後の金額が同額の定期給与</u>が追加されます。</p> <p>②事前確定届出給与として、株式や新株予約権を交付することができるようになります。</p>	平成29年4月1日以後に支給または交付に係る決議（その決議がない場合は、その支給または交付）をする給与について適用
組織再編税制の見直し	特定事業を切り出して独立会社とする <u>スピンオフの円滑な実施</u> を可能とするため、会社分割や現物分配の課税関係の見直し等がおこなわれます。	大綱に適用時期明記されず



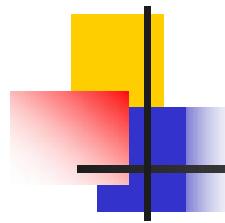
平成29年度税制改正大綱 概略 ①法人税

項目	内容	適用時期等
一定規模の企業の中 小企業向け特例の適 用除外	法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、過去3事業年度の所得金額の平均が <u>年15億円</u> を超える事業年度の適用が停止されます。	平成31年4月1日以後に開 始する事業年度から適用
地域中核企業向け設 備投資促進税制の創 設	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成および活性化に関する法律の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、一定の <u>事業施 設等を新設等</u> した場合に、特別償却または税額控除が選択適用できる制度が創設されます。	企業立地の促進等による地 域における産業集積の形成 および活性化に関する法律 の改正法の施行日から平成 31年3月31日までの新設等 について適用
中小企業向け設備投 資促進税制の拡充	①中小企業者投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時 償却等）は、「 <u>中小企業経営強化税制</u> 」として改組され、全ての器具 備品及び建物附属設備が対象となります。 ②現行の中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を 取得した場合の特別償却または税額控除については見直しの上、適用 期限が <u>2年延長</u> されます。	平成31年3月31日まで延長
中小法人に係る軽減 税率の延長	中小法人に対する軽減税率（課税所得年800万円以下の額に対し、15% (本則19%)）の適用期限が <u>2年延長</u> されます。	平成31年3月31日まで延長



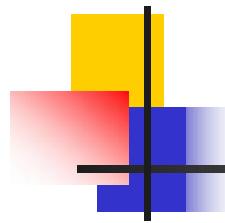
平成29年度税制改正大綱 概略 ②土地住宅税制

項目	内容	適用時期等
居住用超高層建築物に係る固定資産税の見直し	高さが60mを超える一定の建築物の固定資産税について、 高層階は増税、低層階は減税 となる見直しがおこなわれます（不動産取得税も同様の改正あり）。	平成30年度から新たに課税されることとなる一定の居住用超高層建築物について適用
増改築等に係る所得税額の特別控除の拡充	所得税額が控除できる増改築等の工事に、一定の <u>耐久性向上改修工事</u> が追加されます。	増改築等した居住用家屋を平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合に適用
特定資産の買換特例の一部見直しと延長	特定の資産の買換えの場合の課税の特例について、一定の見直しの上、その適用期限が <u>平成32年3月31日</u> まで延長されます。	平成32年3月31日まで延長
土地の売買による登録免許税等の軽減措置の延長	<p>① 土地の売買による所有権移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置が<u>2年延長</u>されます。</p> <p>② 住宅用家屋の所有権の保存登記もしくは移転登記または住宅用家屋の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の軽減措置が<u>3年延長</u>されます。</p>	<p>①平成31年3月31日まで延長</p> <p>②平成32年3月31日まで延長</p>



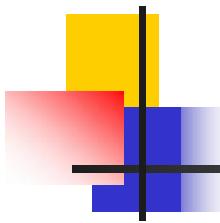
平成29年度税制改正大綱 概略 ③相続税・贈与税

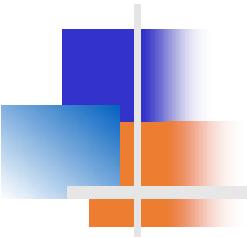
項目	内容	適用時期等
非上場株式等に係る納税猶予制度の見直し	<p>① <u>相続時精算課税制度に係る贈与</u>が、贈与税の納税猶予制度の適用対象に加えられます。</p> <p>② 贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者であること及びその会社の株式等が非上場株式等に該当することの<u>要件が撤廃</u>され、納税猶予の取消事由となる<u>雇用確保要件が緩和</u>されます。</p>	平成29年1月1日以後の相続もしくは遺贈または贈与により取得する財産について適用（所要の経過措置あり）
相続税・贈与税の納税義務の見直し	国内に住所を有しない者で日本国籍を有する相続人等に対し、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件が、被相続人等及び相続人等が相続開始前 <u>10年（現行：5年）</u> 以内のいずれの時においても国内に住所を有していないことになります。	平成29年4月1日以後の相続もしくは遺贈により取得する財産について適用
相続税の物納財産の範囲・順位の見直し	相続税の物納に充てることができる財産の順位について、上場されている株式・社債・証券投資信託等の受益証券・一定の投資証券等が、国債・地方債・不動産・船舶と同じ <u>第一順位</u> となります。	大綱に適用時期明記されず
取引相場のない株式の評価の見直し	<p>① 類似業種比準方式について、類似業種株価が現行に加え<u>課税時期以前2年間平均株価</u>が選択できるようになります。また、配当金額、利益金額および簿価純資産価額の<u>比重が1：1：1</u>となります。</p> <p>② 株式保有特定会社の判定基準に<u>新株予約権付社債</u>が追加されます。</p> <p>③ 評価会社の規模区分について、見直しがおこなわれます。</p>	<p>①③平成29年1月1日以後の相続等から適用</p> <p>②平成30年1月1日以後の相続等から適用</p>
広大地評価の見直し	広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、 <u>各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法</u> に見直されるとともに、 <u>適用要件が明確化</u> されます。	平成30年1月1日以後の相続等から適用



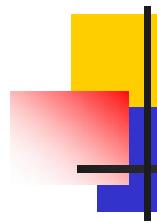
平成29年度税制改正大綱 概略 ④所得税・その他

項目	内容	適用時期等
配偶者控除・配偶者特別控除の見直し	<p>①配偶者控除が納税者本人の合計所得金額に応じ、38万円、26万円、13万円の<u>3段階</u>となります。</p> <p>②合計所得金額が1,000万円（給与収入のみの場合、同収入が<u>1,220万円</u>）を超えると、配偶者控除が受けられなくなります。</p> <p>③配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額が85万円（給与収入のみの場合、収入<u>150万円</u>）までは上記の配偶者控除と同額の控除が受けられます。</p> <p>④配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が123万円以下（給与収入のみの場合、現行141万円から<u>201.6万円</u>）に拡大されます。</p>	平成30年分以後の所得税、平成31年分以後の住民税から適用
積立NISA制度の創設	年間投資上限額が <u>40万円</u> 、非課税期間が <u>20年</u> の積立NISA制度が創設されます（現行のNISAとの選択）。	平成30年から平成49年までの開設した口座にて適用
国税犯則調査手続き等の見直し	脱税の証拠となる電子ファイルがクラウド上に保管されている場合など、税務調査において <u>接続サーバ保管の自己作成データ等が差押えられること</u> となります。	平成30年4月1日から施行
自動車取得税・自動車税・軽自動車税	<p>①自動車重量税のエコカー減税・自動車取得税のエコカー減税が見直しの上、適用期限が2年延長されます。</p> <p>②自動車税のグリーン化特例が見直しの上、適用期限が2年延長されます。</p> <p>③軽自動車税のグリーン化特例が見直しの上、適用期限が2年延長されます。</p>	<p>①自動車重量税 平成31年4月30日車検証交付分まで延長</p> <p>①自動車取得税、②③ 平成31年3月31日取得分まで延長</p>





法人課稅



研究開発税制の延長・拡充①

ポイント

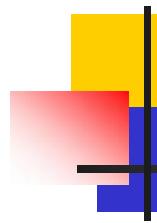
- 総額型の税額控除率が現行：8～10%⇒改正案：6～10%（2年間は6～14%）となります。
- 中小企業技術基盤強化税制の税額控除率が現行：12%⇒改正案：2年間は12～17%となります。
- 上乗せ措置のうち、増加型は平成29年3月31日をもって廃止されます。
- 上乗せ措置のうち、高水準型は適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されます。
- 試験研究費の範囲に新たなサービス開発のために要する一定の費用が追加されます。

改正内容

	現行		改正案	
試験研究費の総額に 係る税額控除 (総額型)	試験研究費割合	控除率	増減割合	控除率
	10%以上	10%	5%超	9% + (増減割合 - 5%) × 0.3 ※上限10%（2年間は14%）
	10%未満	(試験研究費割合 × 0.2) + 8%	△25%以上5%以下	9% - (5% - 増減割合) × 0.1
	試験研究費割合 = $\frac{\text{試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}} \quad (\text{当期含む4年間の売上金額の年平均額})$		△25%未満	6%
			増減割合 = $\frac{(\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額})}{\text{比較試験研究費の額}}$	
上乗せ措置	◆増加型の上乗せ 増加試験研究費の額 × 5～30% ◆高水準型の上乗せ (試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × (試験研究費割合 - 10%) × 0.2 上記のいずれかを選択適用 ただし、法人税額 × 10%が限度		◆増加型の上乗せ 廃止 ◆高水準型の上乗せ 現行と同じ ◆高水準型の上乗せに代えて 総額型の控除限度額25%に法人税額 × (試験研究費割合 - 10%) × 2の上乗せ 上限10%	

適用時期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用



研究開発税制の延長・拡充②

改 正 内 容

	現行	改正案
中小企業技術基盤強化税制	<ul style="list-style-type: none">◆税額控除限度額（次のいずれか小さい額） (1) 試験研究費の額×12% (2) 法人税額×25%	<p>試験研究費の増加割合が5%超の場合（2年間の時限措置）</p> <ul style="list-style-type: none">◆税額控除額（次のいずれか小さい額） (1) 試験研究費の額×{12% + (増加割合-5%) × 0.3} 上限17%(2) 法人税額×(25%+10%) ※前項の高水準型との選択適用
試験研究費の範囲	<ul style="list-style-type: none">◆試験研究費の額 製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する原材料費、人件費及び経費のほか、他の者に試験研究を委託するために支払う費用などの額 ただし、試験研究に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額	<ul style="list-style-type: none">◆試験研究費の範囲に、『対価を得て提供する新たな役務の開発の試験研究のために要する一定の費用』を追加
特別試験研究費に係る税額控除 (オープンイノベーション型)	<ul style="list-style-type: none">◆特別試験研究費 試験研究費の額のうち、国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学または中小企業者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権の設定または許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究などに係る試験研究費の額	<ul style="list-style-type: none">◆原材料、人件費、旅費、経費及び外注費に限定されていた「共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するもの」の限定が廃止◆契約変更前に支出した費用が、その契約に係るものであることが明らかで、支出日と契約変更日が同一事業年度内の場合には、特別試験研究費の対象◆その事業年度における特別試験研究費であることの相手方による確認について、費用の明細と領収証等との対応不要

適 用 時 期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用

研究開発税制の延長・拡充③

改 正 内 容

【研究開発税制改正案の全体イメージ】

【試験研究費の総額に係る税額控除】

税額控除額（次のいずれか少ない金額）

- (1) 試験研究費の額×6～10%（2年間は6～14%）
- (2) 控除限度額：法人税額×25%

または

【中小企業技術基盤強化税制】

税額控除額（次のいずれか少ない金額）

- (1) 試験研究費の額×12%（2年間は12～17%）
- (2) 控除限度額：法人税額×25%

+

【高水準型】

税額控除額の上乗せ（次のいずれか少ない金額）

- (1) (試験研究費の額－平均売上金額×10%)
× (試験研究費割合－10%) ×0.2
- (2) 法人税額×10%

または

控除限度額の上乗せ（次のいずれか少ない金額）

- (1) 法人税額×(試験研究費割合－10%) ×2
- (2) 法人税額×10%

+

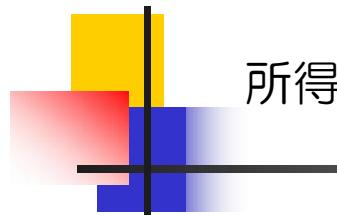
【特別試験研究に係る税額控除】

税額控除額（次のいずれか少ない金額）

- (1) 特別試験研究費の額×20%または30%
- (2) 控除限度額：法人税額×5%

適 用 時 期

平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用



所得拡大促進税制の要件見直しと拡充（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

ポ イ ン ト

(1) 所得拡大促進税制における税額控除（法人税、個人所得税）について、

- ①中小企業者等以外の法人では、適用要件のうち前年度に比した平均給与等支給額の増加について、増加率2%以上（現行は増加率の定めなし）に見直すとともに、要件を満たした場合には控除税額に平均給与等支給額増加額の2%が上乗せされます。
- ②中小企業者等では、適用要件は従来どおりのまま、前年度に比した平均給与等支給額の増加が2%以上であれば、その増加額の12%が控除税額に上乗せされます。
- ③中小企業者等の場合は、法人住民税課税標準となる法人税額も②の控除後となります。

改 正 内 容

(2) 事業税付加価値割の課税標準からの支給増額控除も、増加率2%以上へ要件が見直されます。

【税額控除適用要件の見直し】

現 行 要件①：給与等支給額の総額が基準年度と比較して一定割合以上増加していること（変更なし）
要件②：給与等支給額の総額が前事業年度以上であること（変更なし）

要件③：継続雇用者の平均給与等支給額が前事業年度を上回ること ⇒ (以下のように見直す)

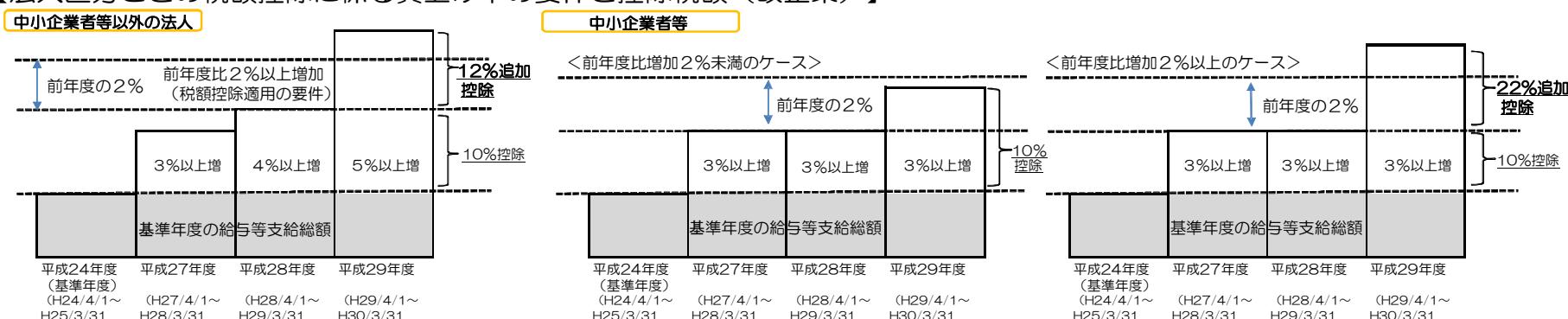
改正案 要件③ 中小企業者等以外の場合：継続雇用者の平均給与等支給額が前事業年度より2%以上増加すること

中小企業者等の場合 : 繼続雇用者の平均給与等支給額が前事業年度を上回ること(変更なし)

ここが
見直し

ここが
見直し

〔法人区分ごとの税額控除に係る値上げ率の要件と控除税額（改正案）〕



(出典) 経済産業省資料を一部修正

適用時期

明記なし

法人税確定申告書提出期限の延長の特例の見直し（法人税・法人事業税）

ポイント

会計監査人を設置している法人で、一定の場合に、定款等の定めにより事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に決算に関する定時総会が招集されない常況にあると認められる場合、4ヶ月を超えない範囲で確定申告書の提出期限の延長が認められるようになります。

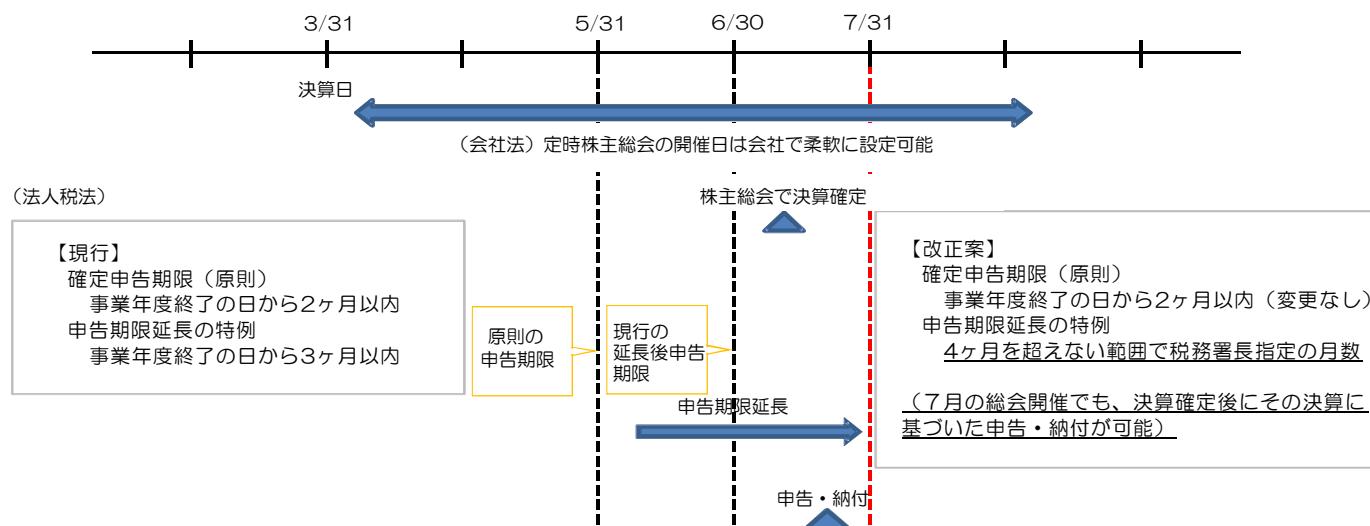
改正内容

■ 改正概要

【内容】下記の要件を満たす法人について、定款等の定めを勘案して、4月を超えない範囲で税務署長が指定する月数の期間の確定申告書の提出期限の延長が認められます。

【要件】
①会計監査人を設置していること
②定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあること

（例）3月決算会社で7月に定時株主総会を開催して決算を確定させる場合



適用時期

明記なし

役員給与等の見直し①

ポイント

利益運動給与、退職給与、新株予約権による給与について、要件等の見直しがおこなわれます。

改正内容

【利益運動給与、退職給与、新株予約権による給与の見直し】

内容	現行	改正案
利益運動給与	①対象法人：非同族会社	①対象法人：同族会社のうち非同族会社との間に完全支配関係がある法人を対象に追加（手続要件（※1）あり）
	②対象給与：利益の状況を示す指標を基礎として算定される給与で確定額を限度とするもの	②対象給与：次の給与を対象に追加 ○業績運動指標（※2）を基礎として算定される数の次の給与 ・市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするもの ・新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの ○業績運動指標（※2）を基礎として行使できる数が算定される新株予約権（※3）による給与
	③算定指標：利益の状況を示す指標	③算定指標：株価の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標（※4）を追加
	④算定対象期間：当該事業年度	④算定対象期間：当該事業年度後の事業年度、将来の所定の時点又は期間を対象に追加
退職給与	不相当に高額な部分の金額について、損金不算入	利益その他の指標（勤務時間及び既に支給した給与を除く）を基礎として算定されるもののうち利益運動給与の損金算入要件を満たさないものは全額損金不算入
新株予約権による給与	原則、給与等課税事由が生じた日の属する事業年度に損金算入	事前確定届出給与又は利益運動給与の損金算入要件を満たさないものは全額損金不算入

※1 算定方法について非同族会社の報酬委員会における決定等の手続きを経て株主総会等で決議し、有価証券報告書等で開示することが必要

※2 利益の状況を示す指標又は③で追加された指標

※3 その行使により市場価格のある株式が交付されるものに限る

※4 利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る

適用時期

平成29年4月1日以後（退職給与及び新株予約権に係る部分は平成29年10月1日以後）に支給又は交付に係る決議（その決議がない場合には、その支給又は交付）をする給与について適用

役員給与等の見直し②

ポイント

定期同額給与、事前確定届出給与、譲渡制限付株式または新株予約権の帰属事業年度の特例について、要件等の見直しがおこなわれます。

改正内容

定期同額給与、事前確定届出給与、譲渡制限付株式または新株予約権の帰属事業年度の特例の見直し

内容	現行	改正案
定期同額給与	支給時期が1か月以下の一定期間ごとの給与（定期給与）で、各支給額（額面）が同額であるもの	税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額（手取額）が同額である定期給与を追加
事前確定届出給与	所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与	<ul style="list-style-type: none">○次の給与を対象に追加<ul style="list-style-type: none">・所定の時期に確定した数の株式（※）を交付する給与・所定の時期に確定した数の新株予約権（※）を交付する給与（一定の場合には届出不要）○次の給与を対象から除外<ul style="list-style-type: none">・利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与
譲渡制限付株式または新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例	①対象株式 役務の提供を受けた法人またはその法人の完全親法人が交付する株式	①対象株式 役務の提供を受けた法人以外の法人が交付する株式を対象に追加
	②非居住者に交付された場合 給与等課税事由が生じないため損金不算入	②非居住者に交付された場合 その者が居住者であったとした場合に給与所得等が生ずることが確定した日において役務の提供を受けたものとして、損金算入
	③譲渡制限付株式の損金算入時期 譲渡制限が解除された日の属する事業年度に損金算入	③譲渡制限付株式の損金算入時期 譲渡制限が解除されることが確定した日の属する事業年度に損金算入

※ 市場価格のある株式または市場価格のある株式の取得の要因となるもので、役務の提供を受ける法人またはその法人の発行済株式の50%超を直接もしくは間接に保有する法人が発行したものに限ります。

なお、法人税確定申告書提出期限の延長の特例の見直しに伴い、手続期限についても見直しがおこなわれます。

適用時期

平成29年4月1日以後（譲渡制限付株式及び新株予約権に係る部分は平成29年10月1日以後）に支給または交付に係る決議（その決議がない場合には、その支給または交付）をする給与について適用

地域中核企業向け設備投資促進税制の創設

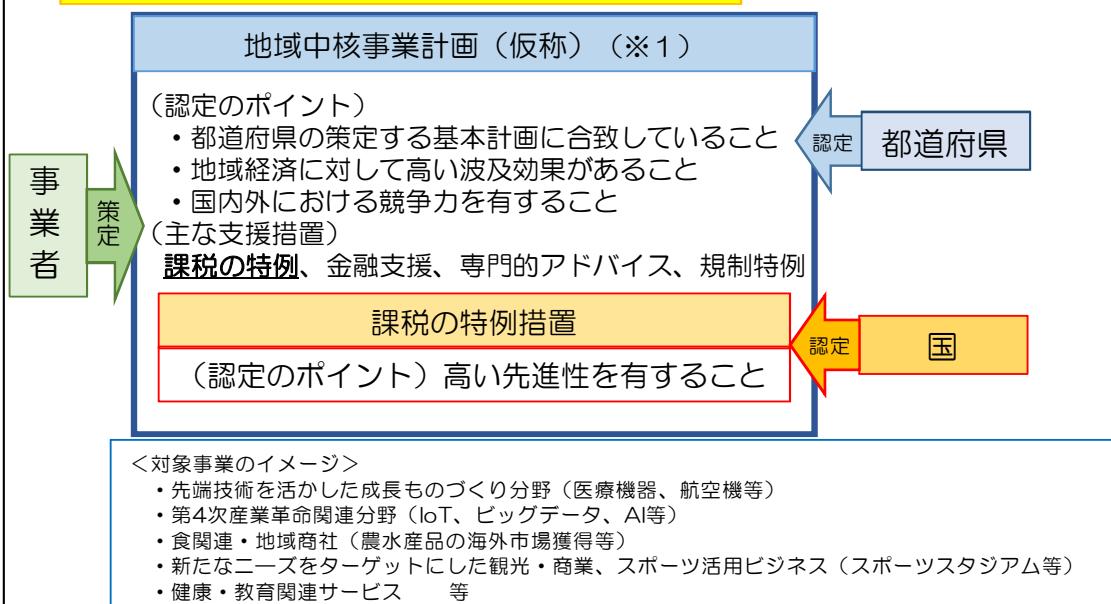
ポイント

地域の活性化のため、地域の強み（技術、観光資源、農水産品等）を活かした先進的な事業に必要な設備投資（地域未来投資）を減税措置で後押しする制度が整備されます。

改正内容

青色申告法人が、特定承認地域中核事業計画に係る地域未来投資促進法（仮称）の同意地域中核事業促進地域（仮称）内において特定地域中核事業施設等を新設し、または増設した場合において、その特定地域中核事業施設等を構成する機械装置、器具備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をして、その地域中核事業（仮称）の用に供したとき、特別償却と税額控除との選択適用ができるようになります。

法的枠組みにおける支援スキーム（検討中）



課税の特例の対象・内容

認定された事業計画に基づいておこなう設備投資に
係る減税措置（※2）が講じられます。

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40%	4%
器具・備品	40%	4%
建物・附属設備・ 構築物	20%	2%

- ・総投資額2,000万円以上／事業が対象
- ・対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円／事業が限度

（出典）経済産業省資料を一部修正

※1 「特定承認地域中核事業計画」とは、承認地域中核事業計画（仮称）のうち、地域未来投資促進法による一定の基準に適合することについて国の確認を受けたものをいいます。

※2 特別償却は法人住民税及び法人事業税に、税額控除は中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

適用時期

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の改正による施行日
から平成31年3月31日まで

中小企業向け設備投資促進税制の拡充（法人税・所得税）

ポイント

青色申告書を提出する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が生産等設備を構成する特定経営力向上設備等に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、指定事業の用に供した場合には、特別償却と税額控除の選択適用ができるようになります。

改正内容

（1）適用対象設備等

対象資産	経営力向上設備等（イまたはハ）			取得価額要件	
	イ.生産性向上設備（（イ）及び（ロ）） A類型		ハ.収益力強化設備 B類型		
	（イ）最新モデル要件 (販売開始から)	（ロ）生産性向上要件			
機械装置	10年以内	旧モデル比で生産性（生産効率、エネルギー効率、精度等）が年平均1%以上向上するもの。	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された設備等	1台又は1基の取得価額が160万円以上	
工具	5年以内	なお、ソフトウェア及び		それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上 ※A類型のみ測定工具・検査工具に限ります。	
器具備品	6年以内	旧モデルがないものは、		それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上	
建物附属設備	14年以内	本要件は不要です。		一の取得価額が60万円以上	
ソフトウェア	5年以内			一の取得価額が70万円以上 ※設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限ります。	

（2）税制措置

特別償却	取得価額×100%
税額控除	中小企業者等：7% 特定中小企業者等：10% ただし当期の法人税額の20%が上限 控除限度超過額は1年間の繰越可

※1 中小企業者等：資本金等の額又は出資金の額が1億円以下の法人等で青色申告書を提出するもの（ほか、一定要件あり）

※2 特定中小企業者等：中小企業者のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人等

適用時期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等及び事業の用に供したもの

中小企業者等に係る軽減税率の延長（法人税）

ポイント

中小法人の法人税率のうち、年800万以下の所得金額における15%の軽減税率の時限措置が2年間延長されます。

改正内容

■ 現行および改正案の税率対照表

法人および所得の区分		現行 (平成28年度)		現行 (平成29年度)		改正案 (平成29年度)		改正案 (平成30年度)	
		法人税率	法人実効税率（※2）	法人税率	法人実効税率（※2）	法人税率	法人実効税率（※2）	法人税率	法人実効税率（※2）
中小法人（※1）、一般社団法人等および人格のない社団等	年400万円以下の金額	15%	21.42%	19%	25.99%	15%	21.52%	15%	21.52%
	年400万円超年800万円以下の金額		23.20%		27.57%		23.20%		23.20%
	年800万円超の金額	23.4%	33.80%	23.4%	33.80%	23.4%	33.80%	23.2%	33.59%
中小法人以外の普通法人（※3）		23.4%	29.97%	23.4%	29.97%	23.4%	29.97%	23.4%	29.74%

※1 中小法人とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く）をいいます。

※2 法人実効税率は法人住民税の均等割、法人事業税の資本割および付加価値割は含めずに計算しています。

※3 法人実効税率算定上の法人事業税および法人住民税は標準税率を適用し、法人事業税に関しては中小法人については軽減税率適用法人として、中小法人以外の普通法人については軽減税率不適用法人として計算しています。

※4 法人事業税および地方法人特別税は、改正案の税率により計算しています。

適用時期

中小法人に対する軽減税率は、平成31年3月31日まで延長

地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の拡充①

(法人税・所得税・法人住民税)

ポイント

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度における税額控除率を引き上げる措置の適用期限が1年間延長されます。

改正内容

- いわゆるオフィス減税について、平成29年度に引き下げる税額控除率が現行水準まで引き上げられます。
- 特定建物等とは、建物及びその附属設備並びに構築物で、取得価額の合計額が2,000万円以上（中小企業者の場合には1,000万円以上）のものをいいます。

拡充型

	現行：平成29年度	改正案：平成29年度
税額控除	取得価額×2%	取得価額×4%

※ 法人税額の20%が限度となります。

移転型

	現行：平成29年度	改正案：平成29年度
税額控除	取得価額×4%	取得価額×7%

※ 法人税額の20%が限度となります。

留意点

- 大法人も含めすべての青色申告法人が対象
- 中小企業者については、法人住民税にも適用

適用時期

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた場合に適用があります。

地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の拡充②

(法人税・所得税・法人住民税)

ポイント

- 地方において安定した雇用を確保する観点から、雇用促進税制における地方事業所基準雇用者数に係る措置が拡充されます。
- 本社機能を移転する企業の実態に合わせるため、移転型事業の要件が緩和されます。

改正内容

【現行】

	基準雇用者割合が10%以上	基準雇用者割合が10%未満
税額控除	50万円×地方事業所基準雇用者数	20万円×地方事業所基準雇用者数

【改正案】

	基準雇用者割合が10%以上	基準雇用者割合が10%未満
税額控除 (①+②+③)	<p>① 60万円×$\left(\text{地方事業所基準雇用者数のうち} \right. \text{新規雇用者数に達するまでの数} \left. \right)$</p> <p>② 50万円×$\left(\text{新規雇用者総数から新規雇用者数を控除した数} \right. \text{(新規雇用者総数の40%に達するまでの数を限度)} \left. \right)$ と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計数</p> <p>③ 40万円×$\left(\text{新規雇用者総数から新規雇用者数を控除した数} \right. \text{のうち新規雇用者総数の40%を超える部分の数} \left. \right)$</p>	<p>① 30万円×$\left(\text{地方事業所基準雇用者数のうち} \right. \text{新規雇用者数に達するまでの数} \left. \right)$</p> <p>② 20万円×$\left(\text{新規雇用者総数から新規雇用者数を控除した数} \right. \text{(新規雇用者総数の40%に達するまでの数を限度)} \left. \right)$ と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計数</p> <p>③ 10万円×$\left(\text{新規雇用者総数から新規雇用者数を控除した数} \right. \text{のうち新規雇用者総数の40%を超える部分の数} \left. \right)$</p>

※1 地方事業所基準雇用者数は、その地方事業所基準雇用者数がその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その基準雇用者数とします。

※2 新規雇用者数とは、その特定業務施設における新たな雇用者の数をいいます（無期雇用かつフルタイムが要件となります）。

※3 新規雇用者総数とは、その特定業務施設における新規雇用者数の合計をいいます（地方事業所基準雇用者数を超える部分を除きます）。

【移転型事業の要件緩和】

特定業務施設における増加従業員の過半数が特定集中地域からの転勤者であることの要件について、特定集中地域における従業員の減少人数を上限として、特定業務施設における新規雇用者の一部を特定集中地域からの転勤者とみなすこととされます。

災害に関する税制上の措置①（法人税）

ポイント

（1）災害損失欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付、（2）災害損失金額がある場合における仮決算の中間申告による所得税額の還付の措置が講じられます。

改正内容

（1）災害損失欠損金額の繰戻しによる法人税額の還付

災害損失欠損金額のある期間	内容
災害が発生した日から1年を経過する日までの間に終了する各事業年度において生じた災害損失欠損金額がある場合	各事業年度に係る確定申告書（期限後申告書を含む）の提出と同時に、その災害損失欠損金額（※1）に係る事業年度開始の日前1年（※2）以内に開始した事業年度の法人税額のうちその災害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を請求することができる措置が講じられます。
災害が発生した日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額がある場合	中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、その災害損失欠損金額に係る中間期間開始の日前1年（※2）以内に開始した事業年度の法人税額のうちその災害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を請求することができる措置が講じられます。

※1 欠損金額のうち、その災害により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のものに達するまでの金額

※2 青色申告書を提出する場合には、2年

※3 平成29年4月1日前1年以内に終了する事業年度において生じた災害損失欠損金額がある場合において、同日前にその事業年度に係る確定申告書を既に提出しているときは、平成29年4月30日までに納税地の所轄税務署長に対して還付請求書を提出することにより、その災害損失欠損金額について本措置の適用がされることになります。

※4 法人住民税および法人事業税については、繰越控除制度を適用する措置が講じられます。

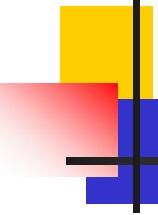
（2）災害損失金額がある場合の仮決算の中間申告による所得税額の還付

法人の災害が発生した日から6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失金額（※5）がある場合、その中間期間に係る仮決算の中間申告において、その中間期間において課される所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額を、その災害損失金額を限度に還付する措置が講じられます。

※5 その災害により棚卸資産等について生じた損失の額で一定のもの

適用時期

明記なし



災害に関する税制上の措置②（法人税・所得税）

ポイント

発災日から5年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等を取得等した場合には、特別償却ができる措置が講じられます。

改正内容

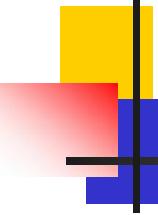
発災日（※1）から5年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等（※2）を取得等した場合には、被災代替資産等の取得原価に、以下の区分ごとに、各区分の償却率を乗じた金額の特別償却ができる措置が講じられます。

被災代替資産等の区分	取得等の期間	
	発災日から3年目まで	発災日から4年目・5年目
建物または構築物	15% (18%)	10% (12%)
機械装置	30% (36%)	20% (24%)

- ※1 法人が、特定非常災害の指定を受けた災害が発生した日
- ※2 災害に基因してその事業の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含む）、構築物もしくは機械装置の代替資産の取得等をしてその事業の用に供した場合、または建物、構築物もしくは機械装置の取得等をして被災区域（※3）およびその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内においてその事業の用に供した場合の当該減価償却資産
- ※3 災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物または構築物の敷地およびその建物または構築物と一緒に事業の用に供される附属施設に供されていた土地の区域
- ※4 上表のカッコ内の率は、中小企業者等が取得等する場合の償却率
- ※5 平成29年4月1日前1年以内に終了する事業年度の指定期間内に被災代替資産等の取得等をした場合には、同日以後最初に終了する事業年度において、特別償却相当額の償却が可能

適用時期

明記なし

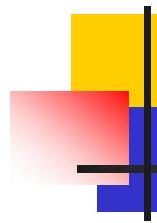


災害に関する税制上の措置③（法人税・所得税）

改 正 内 容

復興支援のための税制上の措置 延長・拡充等

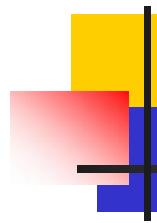
項目	取扱い（適用期限等）
(1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却または税額控除制度のうち復興居住区域に係る措置	下記の措置が講じられた上、その適用期限が平成37年3月31日まで4年延長（所得税も同様） 平成32年4月1日以後に取得または建設をされる被災者向け優良賃貸住宅の特別償却率を17%（現行：25%）に、税額控除率を6%（現行：8%）に、それぞれ引き下げ (注) 福島県の地方公共団体の指定を受けた法人が取得または建設をするものについては、現行どおり
(2) 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却または税額控除制度	
(3) 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却または税額控除制度	
(4) 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除制度	
(5) 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除制度	福島復興再生特別措置法の改正を前提に、左記の制度における対象地域に認定特定復興拠点区域復興再生計画（仮称）に記載された特定復興拠点区域（仮称）を追加（所得税も同様）



災害に関する税制上の措置④（法人税・所得税）

改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）											
	現行	改正案										
(6) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度 (所得税についても同様)	<p>①適用期限が平成33年3月31日まで4年延長 ②割増償却率が以下の通り引き下げ</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>現行</th><th>改正案</th></tr></thead><tbody><tr><td>耐用年数 35年未満のもの</td><td>50%</td><td>40% (平成31年4月1日以後に 取得又は建設：20%)</td></tr><tr><td>耐用年数 35年以上のもの</td><td>70%</td><td>56% (平成31年4月1日以後に 取得又は建設：28%)</td></tr></tbody></table> <p>③対象地域から復興居住区域を除外 ④確定申告書等への書類添付要件における添付書類に、被災者向け優良賃貸住宅の所在地を管轄する市町村長のその被災者向け優良賃貸住宅の所在地が復興居住区域でない旨を証する書類を追加</p>		現行	改正案	耐用年数 35年未満のもの	50%	40% (平成31年4月1日以後に 取得又は建設：20%)	耐用年数 35年以上のもの	70%	56% (平成31年4月1日以後に 取得又は建設：28%)		
	現行	改正案										
耐用年数 35年未満のもの	50%	40% (平成31年4月1日以後に 取得又は建設：20%)										
耐用年数 35年以上のもの	70%	56% (平成31年4月1日以後に 取得又は建設：28%)										
(7) 福島再開投資等準備金制度	<p>福島復興再生特別措置法等の改正を前提に、次の措置が講じられます。</p> <p>①対象地域に認定特定復興拠点区域復興再生計画（仮称）に記載された特定復興拠点区域（仮称）を追加（所得税についても同様） ②適格分割により準備金を引き継ぐ等の措置が講じられます。</p>											



円滑・適正な納税のための環境整備（法人税・住民税・事業税）

改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 異動届出書等の提出先の見直し	①法人税の納税地に異動があった場合に提出することとされている届出書について、その異動後の納税地の所轄税務署長への提出が不要 ②連結子法人の本店等所在地に異動があった場合に提出することとされている届出書についても同様
(2) 法人の設立届出書等について	法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要
(3) 申告要件の見直し	外国税額控除制度及び研究開発税制等について、その適用に係る申告要件につき、納税者の立証すべき事項及び当初申告の要否を明確化。要件を満たす場合には税額控除額を変更できることを明らかにすることで、税務署長が増額更正をする場合において連動的に税額控除額を増加できるものとされます（所得税についても同様）。

地方税関係

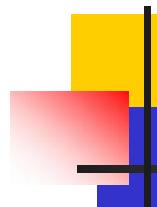
項目	取扱い（適用期限等）
申告要件の見直し	外国税額控除制度、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）及び付加価値割の所得拡大促進税制等について、その適用に係る申告要件につき、納税者の立証すべき事項及び当初申告の要否を明確化。要件を満たす場合には控除額を変更できることを明らかにすることで、地方団体の長が増額更正をする場合において連動的に控除額を増加できるものとされます。

その他租税特別措置法① 法人税関係：新設

改 正 内 容

【新設】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 協同組合の受取配当金の益金不算入	協同組合等の各事業年度において、保有する連合会等（各協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、信用金庫法、労働金庫法等の根拠法に定める各連合会及び農林中央金庫）の普通出資につき支払を受ける配当等がある場合、出資保有割合にかかわらず、配当等の額の100分の50相当額を益金不算入とする措置が講じられます。
(2) 農業競争力強化支援法（仮称）の制定に伴う措置	<p>①設備の割増償却 対象法人：青色申告書提出法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者（仮称） 対象資産：認定に係る事業再編計画の計画期間内において、計画に記載された生産性向上設備等（仮称）を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をして事業再編促進対象事業（仮称）の用に供した場合 割増償却率：機械装置40%、建物・附属設備・構築物45% 割増償却期間：5年間 (所得税についても同様)</p> <p>②欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置からの除外 対象法人：青色申告書提出法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者 対象期間：農業競争力強化支援法の施行の日から平成30年3月31日までの間に終了する事業年度 還付対象となる損失：国内にある減価償却資産で法人の事業再編促進対象事業の用に供されており、同法の認定を受けた事業再編計画に基づいて行った設備廃棄等に係る設備廃棄等の欠損金額</p>
(3) 指定自動車教習所における特別償却	対象法人：青色申告書を提出する中小企業者等のうち指定自動車教習所における自動車運転技能等の学習支援業を営むもの 対象期間：平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間 対象資産：自動車教習所用の準中型自動車の取得等をして、その事業の用に供した場合 特別償却：取得価額の20%（所得税についても同様）



その他租税特別措置法② 法人税関係：新設・拡充

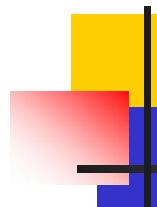
改 正 内 容

【新設】

項目	取扱い（適用期限等）
(4) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の改正に伴う措置	対象法人：青色申告書を提出する法人で同法の認定事業者であるもの 対象期間：同法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの期間内の日を含む事業年度 損金算入要件：特定原子力施設に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用の支出に充てるため特定原子力施設ごとに、その特定原子力施設につきその事業年度において原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金（仮称）として積み立てた金額以下の金額を損金経理により準備金として積み立てた場合、積み立てた金額はその事業年度において損金算入 益金算入要件：特定原子力施設に係る炉心等除去費用の支出をした場合には、その支出をした日におけるその特定原子力施設に係る準備金の金額のうちその支出をした金額に相当する金額の準備金を取崩して、益金算入

【拡充等】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 環境関連投資促進税制	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は新エネルギー利用設備等の範囲の適正化を実施（所得税についても同様）
(2) 特定地域における工業用機械等の特別償却	①過疎地域の措置 過疎地域自立促進特別措置法の改正を前提に対象事業に農林水産物等販売業を追加、情報通信技術利用事業を除外、適用期限を2年延長（平成31年3月31日まで） ②半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置、奄美群島に係る措置、振興山村に係る措置 適用期限を2年延長（平成31年3月31日まで） (所得税についても同様)



その他租税特別措置法③ 法人税関係：拡充・延長

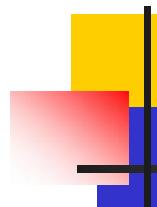
改 正 内 容

【拡充等】

項目	取扱い（適用期限等）
(3) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	海上運送法等の改正を前提に、下記の措置が講じられ、平成32年3月31日までに日本船舶・船員確保計画について認定を受けた対外船舶運航事業を営む法人に対して適用 ①準日本船舶に本邦船主の子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶を追加 ②取戻し課税の要件（日本船舶・船員確保計画に係る認定の取消し）の前提となる勧告をしない正当な理由に歴史的海運不況が含まれることを明確化 ③日本船舶・船員確保計画において日本船舶及び船員の確保の目標として記載すべきその計画期間における日本船舶の隻数の増加割合を120%（現行220%）以上とする等の見直しを実施

【延長】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 沖縄の情報通信産業振興地域の工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度	適用期限を2年延長（平成31年3月31日まで）
(2) 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域内の工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	適用期限を2年延長（平成31年3月31日まで） (特別償却制度は、所得税についても同様)
(3) 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	適用期限を2年延長（平成31年3月31日まで） (特別償却制度は、所得税についても同様)
(4) 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度	適用期限を2年延長（平成31年3月31日まで） (特別償却制度は、所得税についても同様)
(5) 沖縄の離島の地域において旅館業用建物等を取得した場合の特別償却制度	適用期限を2年延長（平成31年3月31日まで） (所得税についても同様)

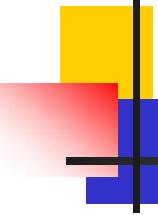


その他租税特別措置法④ 法人税関係：延長

改 正 内 容

【延長】

項目	取扱い（適用期限等）
(6) 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除制度	適用期限を2年延長（平成31年3月31日までに認定）
(7) 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得控除制度	適用期限を2年延長（平成31年3月31日までに認定）
(8) 沖縄の経済期金融活性化特別地区における認定法人の所得控除制度	適用期限を2年延長（平成31年3月31日までに認定）
(9) 農業経営基盤強化準備金制度	適用期限を1年延長（平成31年3月31日までに認定） (所得税についても同様)
(10) 法人の土地譲渡益に対する追加課税制度 (一般・短期)の適用停止措置及び適用除外措置 (優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外)	適用期限を3年延長（平成32年3月31日まで）
(11) 投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置	再生可能エネルギー発電設備の取得期限を3年延長 (平成32年3月31日まで)
(12) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置	適用期限を3年延長（平成32年3月31日まで）

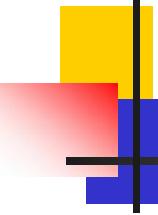


その他租税特別措置法⑤ 法人税関係：廃止・縮減等

改 正 内 容

【廃止・縮減等】

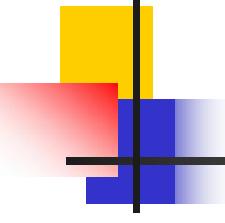
項目	取扱い（適用期限等）
(1) 沖縄の観光地形成促進地域において特定民間観光関連施設を取得した場合の法人税の特別控除制度	対象施設から野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館を除外 適用期限を平成31年3月31日まで2年延長
(2) 公害防止用設備の特別償却制度	取得価額要件を600万円以上（現行：300万円以上）に引き上げ 適用期限を平成31年3月31日まで2年延長（所得税も同様）
(3) 船舶の特別償却制度	次の見直しの上、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長（所得税も同様） ①内航船舶について、電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶の要件につき、航海支援システムを有することを追加、推進効率改良型プロペラ等を有することとの選択とともに、環境への負荷の低減に係る要件の見直しを実施 ②外航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件の見直しを実施
(4) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度	施設規模要件を3億円以上（現行：2億円以上）に引き上げ 適用期限を平成31年3月31日まで2年延長
(5) 共同利用施設の特別償却制度	取得価額要件を200万円以上（現行：100万円以上）に引き上げ 適用期限を平成31年3月31日まで2年延長



その他租税特別措置法⑥ 法人税関係：廃止・縮減等

改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
(6) 医療用機器の特別償却制度	対象機器の見直し 適用期限を平成31年3月31日まで2年延長（所得税も同様）
(7) サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度	適用期限の平成29年3月31日到来をもって廃止（所得税も同様）
(8) 特定都市再生建築物等の割増償却制度	①都市再生特別措置法の認定計画（同法の整備計画及び国家戦略特別区域法の国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画を含む）に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内においておこなわれる都市再生事業の要件のうちその都市再生事業の施行される土地の区域内に整備される建築物の延べ面積を75,000m ² 以上（現行：50,000m ² 以上）に引き上げ、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長（所得税も同様） ②中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づく特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物に係る措置は、適用期限の平成29年3月31日到来をもって廃止（所得税も同様） ③雨水貯留利用施設に係る措置について、対象資産から雨水を貯留する構築物と併せて設置される滅菌装置及びろ過装置を除外した上、その適用期限を平成31年3月31日まで2年延長（所得税も同様）



その他租税特別措置法⑦ 法人税関係：廃止・縮減等

改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
(9) 新事業開拓事業者投資損失準備金制度	次の見直しをおこなった上、適用期限を平成30年3月31日まで1年延長 ①特定新事業開拓投資事業計画についての認定に係る投資事業有限責任組合の要件について、次の措置が講じられます。 イ. その出資規模要件を10億円以上（現行：おおむね20億円以上）に引き下げ ロ. その総投資額の50%以上が地方（東京都以外）を所在地とする新事業開拓事業者に対するものであって、そのうち50%以上が事業拡張期の地方を所在地とする新事業開拓事業者に対するものであることとする要件を追加 ハ. その無限責任組合員が、地方で活動する新事業開拓事業者に対する投資実績並びに地方で活動する投資先企業に対して経営又は技術の指導等（ハンズオン支援）をおこなうために必要な知識及び経験を有していることとする要件等を追加 ②準備金積立率を50%（現行：80%）に引き下げ
(10) 特定事業再編投資損失準備金制度	適用期限の平成29年3月31日到来をもって廃止
(11) 特定船舶に係る特別修繕準備金制度	対象船舶から、対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の適用を受ける法人が所有する日本船舶及びその法人の子会社が所有する外国船舶を除外
(12) 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例	割増率を10%（現行：12%）に引き下げ 適用期限を平成31年3月31日まで2年延長

その他租税特別措置等⑧ 法人税関係：廃止・縮減等

改 正 内 容

【廃止・縮減等】

項目	取扱い（縮減内容）
法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置	中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度適用を停止

【中小法人向けの税制（主なもの）】

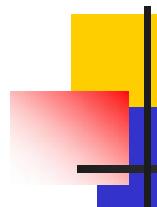
法人税法	1.	軽減税率
	2.	貸倒引当金
	3.	欠損金関係
	4.	留保金課税
租税特別措置法	上乗せ措置	1. 研究開発税制
		2. 所得拡大税制
	中小限定措置	3. 軽減税率
		4. 中小企業投資促進税制
		5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
		6. 少額減価償却資産の特例

見直しの対象は、
租税特別措置の
範囲内のみ

（出典）中小企業庁資料を一部修正

適 用 時 期

平成31年4月1日以後に開始する事業年度より適用



その他租税特別措置等⑨ 地方税関係：新設・延長・縮減

改 正 内 容

【新設】

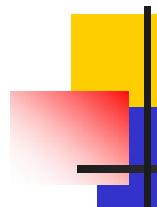
項目	取扱い
民間資金等活用事業推進機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例	株式会社民間資金等活用事業推進機構に係る法人事業税について、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす資本割の課税標準の特例措置が5年間に限り講じられます。 (適用時期：明記なし)

【延長】

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例	銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置を3年間延長（平成32年3月31日まで）
(2) 電気供給業を行う法人に係る法人事業税の課税標準の特例	電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を3年間延長（平成32年3月31日まで）

【縮減】

項目	取扱い
法人住民税関係の中小企業向けの各租税特別措置	法人住民税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止（平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用）



その他の措置① 法人税関係

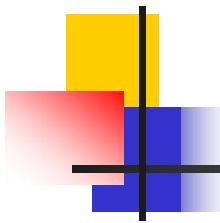
改 正 内 容

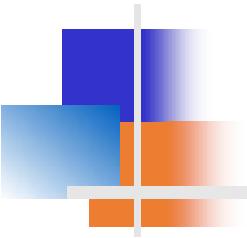
項目	取扱い（適用期限等）
(1) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度における対象となる国庫補助金等の範囲	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度における対象となる国庫補助金等の範囲について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金でロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト（仮称）等に係るものが加えられます（所得税についても同様）。
(2) 独立行政法人教員研修センター法の改正に伴う措置	独立行政法人教員研修センター法の改正に伴い、独立行政法人教員研修センターの独立行政法人教職員支援機構への名称変更等の後も、引き続き同支援機構を公共法人（法人税法別表第一）として取り扱われます。
(3) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の改正に伴う措置	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の改正を前提に、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務範囲の見直し後も、引き続き同機構を公益法人等（法人税法別表第二）として取り扱われます。
(4) 森林法等の一部の改正に伴う措置	森林法等の一部を改正する法律の施行に伴い、 ①国立研究開発法人森林総合研究所法の改正に伴い、国立研究開発法人森林総合研究所の国立研究開発法人森林研究・整備機構への名称変更等の後も、引き続き同機構を公共法人（法人税法別表第一）として取り扱われます。 ②森林組合法の改正による生産森林組合から認可地縁団体への組織変更制度の創設に伴い、その組織変更があった場合には解散および設立があったものとして取り扱われます。

その他の措置② 地方税関係

改 正 内 容

項目	取扱い（適用期限等）
(1) 法人事業税の分割基準における見直し (平成29年3月31日以後に終了する事業年度から適用)	法人事業税の分割基準について、下記の見直しがおこなわれます。 ①電気供給業のうち、発電事業については、 i 課税標準の4分の3：固定資産で発電所の用に供するものの価額 ii 課税標準の4分の1：固定資産の価額 ②電気供給業のうち、送配電事業については、 i 課税標準の4分の3：都道府県において発電所に接続する電線路の送電容量 ii 課税標準の4分の1：固定資産の価額 ③電気供給業のうち、小売電気事業については、 i 課税標準の2分の1：事務所又は事業所の数 ii 課税標準の2分の1：従業者の数 ④固定資産で発電所の用に供するものを有しない場合の発電事業、または発電所に接続する電線路を有しない場合の送配電事業については、上記①②にかかわらず、 i 固定資産の価額 ⑤上記①～③に伴い、昭和57年度の法人事業税の分割基準の見直しの際に設けられた経過措置を廃止 ⑥その他所要の措置
(2) 独立行政法人教員研修センター法の改正に伴う措置	独立行政法人教員研修センター法の改正に伴う独立行政法人教員研修センターの独立行政法人教職員支援機構への改組後も、引き続き非課税独立行政法人として取り扱う（非課税独立行政法人の規定があるその他の全ての税目について同様）





組織再編稅制

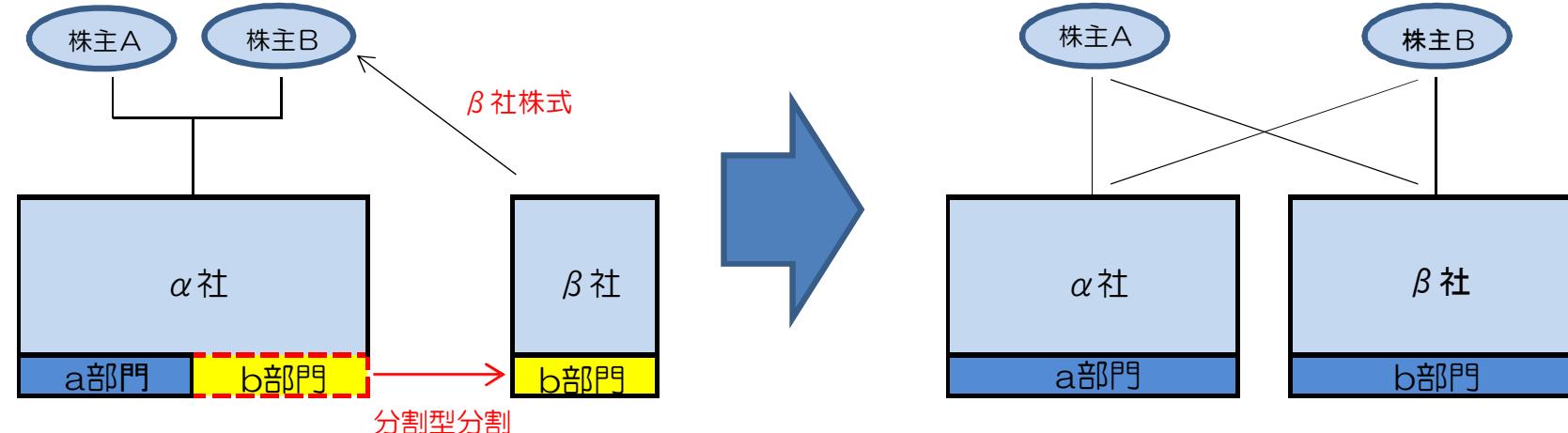
適格分割等の範囲の見直し①

ポイント

新設分割型分割（株式のみが交付されるものに限る）による事業部門のスピンオフを行った場合、税制適格要件を満たすことを要件として、譲渡損益や配当の課税を繰り延べができるようになります。

改正内容

■ 事業部門スピンオフ（分割型分割）に関するスキーム



β社に移転する資産に対する譲渡損益課税 ⇒ 税制適格要件を満たすことにより課税が繰り延べられます。

分割型分割と同時にα社がβ社株式を現物分配した場合 ⇒ 株主のみなし配当課税については税制適格要件を満たすことにより課税が繰り延べられます。

※ スピンオフ: 法人の一部門を分離独立させ、別法人として事業経営すること

（出典）経済産業省資料を一部改定

適用開始時期

明記なし

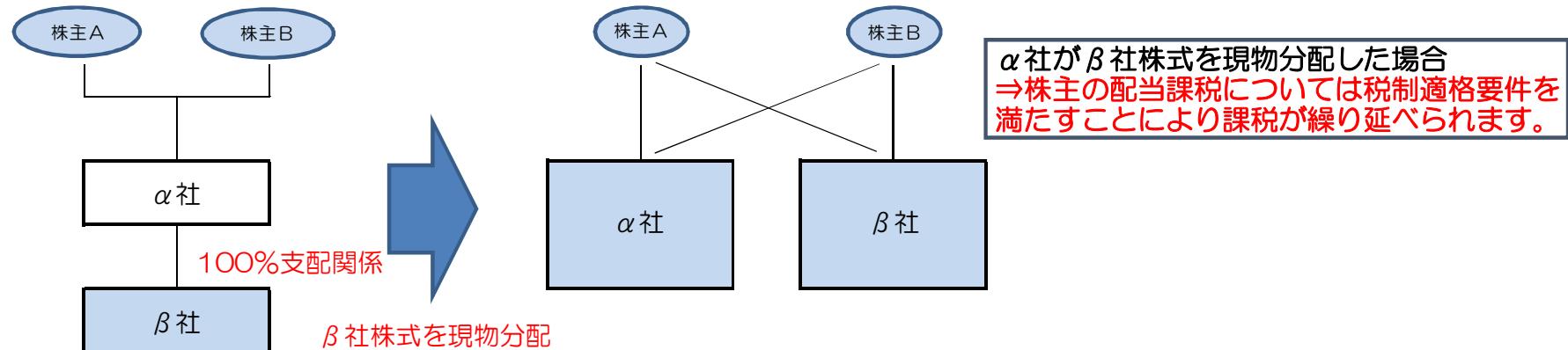
適格分割等の範囲の見直し②

ポイント

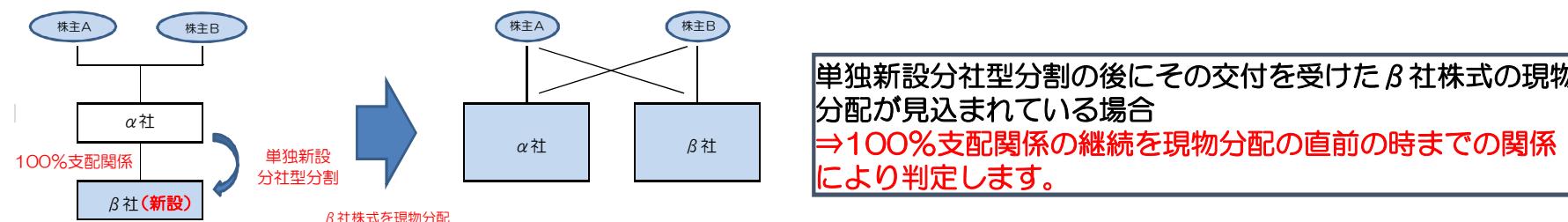
100%子法人株式の全部を分配する現物分配によるスピンオフを行った場合は、税制適格要件を満たすことを要件として譲渡損益や配当の課税を繰り延べることができます。
(法人税・所得税)

改正内容

■ 100%完全子法人のスピンオフ(現物分配)に関するスキーム



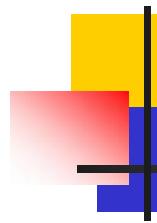
※ 単独新設分社型分割を行い、新設子法人の株式を現物分配した場合



(出典) 経済産業省資料を一部改定

適用開始時期

適用開始時期については、明記なし



新設分割型分割及び現物分配等の税制適格要件

ポ イ ン ト

新設分割型分割及び現物分配等の税制適格要件について見直しがおこなわれます。

改 正 内 容

【改正の対象となった新設分割型分割の適格要件】

要件	内容
対価要件	分割に伴って、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されるものに限る
事業関連性要件	なし
主要資産等引継ぎ要件	分割法人の分割事業の主要な資産および負債が分割承継法人に移転していること
従業者引継ぎ要件	分割法人の分割事業の従業者のおおむね80%以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること
事業継続要件	分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続きおこなわれていることが見込まれていること
経営参画または事業規模要件	経営参画要件：分割法人の役員または重要な使用人が分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること
	事業規模要件：なし
株式継続保有／支配関係要件	分割法人が分割前に他の者による支配関係がないものであり、分割承継法人が分割後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること

【改正の対象となった現物分配の適格要件】

要件	内容
対価要件	現物分配により現物分配法人の株主の持株数に応じて子法人株式のみが交付されるものに限る
事業関連性要件	なし
従業者引継ぎ要件	子法人の従業者のおおむね80%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
事業継続要件	子法人の主要な事業が引き続きおこなわれていることが見込まれていること
経営参画要件	子法人の特定役員の全てがその現物分配に伴って退任をするものではないこと
支配関係要件	現物分配法人が現物分配前に他の者による支配関係がないものであり、子法人が現物分配後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること

★ 現物分配における100%子法人株式の交付を受ける非居住者・外国法人株主における譲渡益課税の見直し

内国法人である現物分配法人の外国法人株主に対して持株数に応じて外国子法人株式のみが交付される場合には、旧株の譲渡益（国内源泉所得に該当するものに限る）に対して課税されます。

ただし、外国法人株主が有する恒久的施設において旧株を管理する場合には適用されません（恒久的施設において管理しなくなったときには、その交付の時に外国法人株主の恒久的施設と本店等との間で内部取引があったものとして課税されます）。

スクイーズアウトに関する税制の見直し①

ポイント

少数株主から株式を取得し、完全子法人化する行為（いわゆるスクイーズアウト）における課税上の取扱いについて、全部取得条項付種類株式等によるスクイーズアウトを組織再編税制の対象とするとともに、2／3以上を保有する場合に少数株主への金銭対価の交付を可能とする見直し等をおこなうことで、整合的な体系に見直されます。

改正内容

全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による完全子法人化（以下「当該スクイーズアウト」という）について、株式交換と同様に、組織再編税制の一環として位置づけ、次の措置が講じられます。

①時価評価制度について

◆当該スクイーズアウトが企業グループ内の株式交換と同様の適格要件（※）を満たさない場合

- 完全子法人となった法人を、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度等の対象に加えます。

◆当該スクイーズアウトが企業グループ内の株式交換と同様の適格要件（※）を満たす場合

- 完全子法人となった法人を連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の対象から除外
- 完全子法人となった法人の連結納税の開始等の前に生じた欠損金額をその個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に加えます。

※ 企業グループ内の株式交換と同様の適格要件

- 完全（100%）支配関係がある場合は、次の①と②を満たす必要あり
- 支配関係（50%超の支配関係）がある場合は、次のすべてを満たす必要あり

		適格要件
①	金銭等交付なし	株式交換完全子法人（以下「交換子法人」）の株主に株式交換完全親法人（以下「交換親法人」）の株式又は株式交換完全支配親法人の株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がない
②	支配関係の継続	株式交換前の交換子法人と交換親法人との間の完全支配関係又は支配関係（同一の者による完全支配関係又は支配関係を含む）が、株式交換後も継続見込み
③	従業者の継続従事	株式交換直前の交換子法人の従業者の総数のうちおおむね80%以上が株式交換後も交換子法人の業務に従事する見込み
④	事業の継続	交換子法人の株式交換前に営む主要な事業が株式交換後も引き続き営まれる見込み

スクイーズアウトに関する税制の見直し②

改 正 内 容

②時価評価対象資産の見直し

◆非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度及び連結納税の開始または連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について

現行

資産の時価とその帳簿価額の差額が完全子法人等の資本金等の額の1/2又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たない場合に、時価評価対象資産から除外

改正案

帳簿価額が1,000万円未満の資産を時価評価対象資産から除外

③みなし配当課税の見直し

(所得税についても同様)

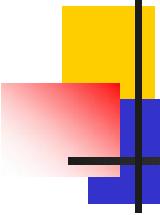
◆みなし配当の額が生じる事由となる自己株式の取得の範囲について

- 全部取得条項付種類株式に係る定めを設ける旨の定款変更に反対する株主からの買取請求に基づく取得を除外します。
(買取請求は、株主がその全部取得条項付種類株式の取得決議に係る取得対価の割当てに関する事項を知った後におこなった場合で、買取請求をしないとすれば端数となる株式のみの交付を受けることとなるものに限ります)

自己株式取得に関する課税関係	現行	改正案
全部取得条項付種類株式	みなし配当課税	
全部取得条項付種類株式に係る取得決議に反対する株主の取得の価格決定申立て	課税なし	課税なし
全部取得条項付種類株式に係る定めを設ける旨の定款変更に反対する株主の買取請求	課税	課税なし

④適格要件のうち対価に関する要件の見直し

次頁「吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価要件の緩和」参照



吸收合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価要件の緩和

ポイント

吸收合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価要件について、合併法人等（※1）が被合併法人等（※2）の発行済株式の3分の2以上を有する場合におけるその他の株主に対して交付する対価を除外して判定することと要件が緩和されます。

改正内容

【対価要件の緩和】

改正項目	改正前	改正案
吸收合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価要件の緩和	<p>（原則） 合併法人等が被合併法人等の株主に金銭交付をおこなわないこと</p> <p>（例外） 下記の金銭交付を除く</p> <ul style="list-style-type: none">当該株主等に対する剰余金の配当合併等に伴い端株が生じた株主等に交付する金銭等合併に反対するその株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭 その他の資産	<p>（原則） 同左</p> <p>（例外） 同左</p> <ul style="list-style-type: none">追加 合併法人等が被合併法人等の発行済株式の3分の2以上を有する場合における その他の株主に対して交付する金銭

※1 合併法人または株式交換完全親法人をいいます。

※2 被合併法人または株式交換完全子法人をいいます。

適用時期

平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用

組織再編税制における適格要件の見直し①（法人税）

ポ イ ン ト

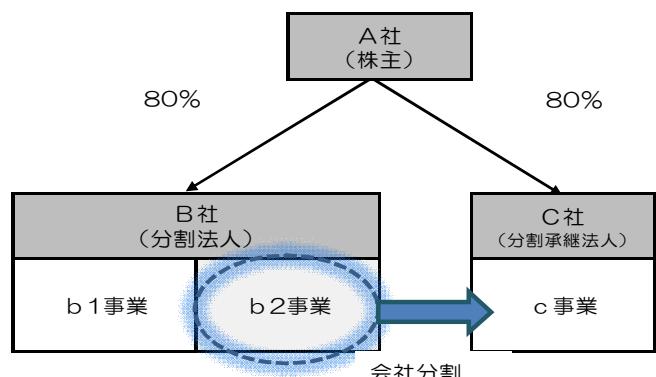
組織再編税制における適格要件について見直しがおこなわれます。

改 正 内 容

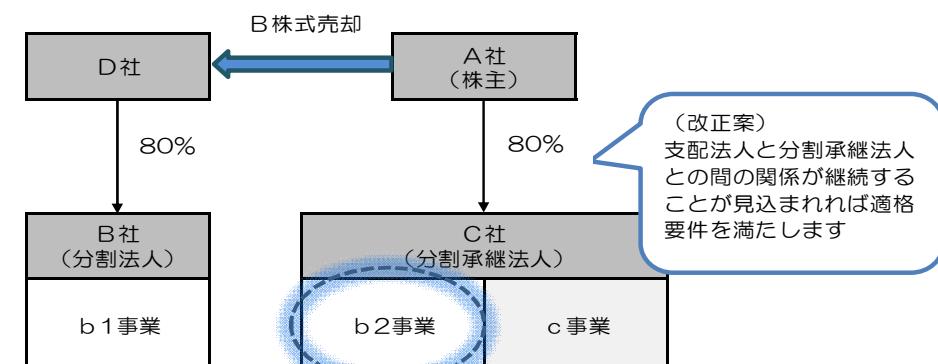
■ 企業グループ内の分割型分割に係る適格要件のうち**関係継続要件**の見直し

現行	改正案
分割後に支配法人と分割法人及び分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれていること	分割後に支配法人と分割承継法人との間の関係が継続することが見込まれていること

【分割型分割前】



【分割型分割後】



適 用 時 期

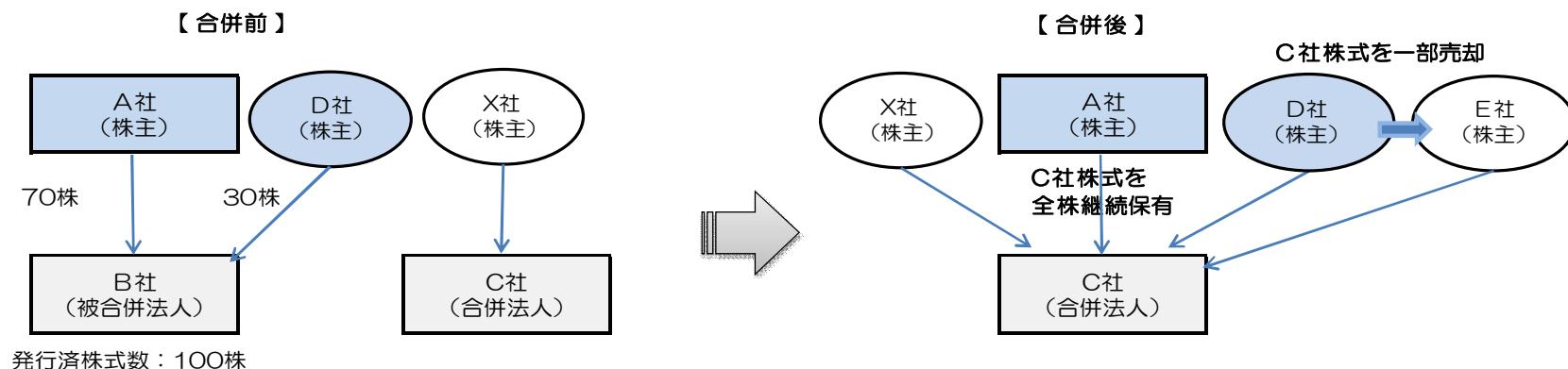
平成29年10月1日以後に行われる組織再編成について適用

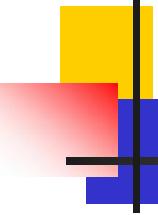
組織再編税制における適格要件の見直し②（法人税）

改 正 内 容

- 共同事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転に係る適格要件のうち、株式継続保有要件の見直し

現行	改正案
被合併法人等の株主が50人未満の場合に限り、交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれている株主の有する被合併法人等の株式の数が発行済株式の80%以上であること	被合併法人等の株主数に関わらず、被合併法人等の発行済株式の50%超を保有する企業グループ内の株主がその交付を受けた合併法人等の株式の全部を継続して保有することが見込まれていること





営業権等の償却方法の見直し（法人税・所得税）

ポイント

営業権等（※1）の償却方法について、取得年度の償却限度額の計算上、月割計算を行うこととされます。

改正内容

【現行および改正案の比較表】

	営業権等の取得年度の償却方法	計算例（営業権等を期中取得）
前提条件	事業年度 ×1年4月1日～×2年3月31日 営業権等取得 ×1年10月	
改正前	営業権等の計上金額を60で除して、その事業年度の月数を乗じて計算した金額	600万円（営業権等）×12月/60月 =120万円
改正案	営業権等の計上金額を60で除して、その取得時からその事業年度終了の日までの月数を乗じた金額	600万円（営業権等）×6月/60月 =60万円

※1 営業権、資産調整勘定及び負債調整勘定をいいます。

適用時期

明記なし

欠損金の制限及び特定資産の譲渡等損失額の制限の要件見直し

改 正 内 容

◆支配関係のある法人間の適格合併等でみなし共同事業要件を満たさない場合

現行	改正案
支配関係発生日以降に発生した特定資産の譲渡等損失額について損金不算入	支配関係発生日の属する事業年度開始の日以降に発生した特定資産の譲渡等損失額について損金不算入

図解説：年次X1からX4までの横軸上に、X1年とX2年の間に「支配関係発生日」が位置する。X1年とX2年は「制限対象に追加」される。X3年とX4年は「制限対象」である。

◆特定株主等によって支配された欠損等法人について、一定の事由が生じた場合

現行	改正案
特定支配関係発生日以後に発生した特定資産の譲渡等損失額について損金不算入	特定支配関係発生日の属する事業年度開始の日以後に発生した特定資産の譲渡等損失額について損金不算入

図解説：年次X1からX4までの横軸上に、X1年とX2年の間に「特定支配関係発生日」が位置する。X1年とX2年は「制限対象に追加」される。X3年とX4年は「制限対象」である。

◆特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置について

特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置の事由に、他の者による完全支配関係がある法人が特定支配関係が生じた日以後に解散し、残余財産が確定した場合が対象に加えられます。

適 用 時 期

明記なし

